

【参加費無料】

主催・問い合わせ：(公財) 滋賀県人権センター (大津市におの浜4-1-14)

TEL：077-522-8253/FAX：077-522-8289 /URL:https://www.shigajinken.or.jp

# クローズアップ人権講座

～趣旨～

人権に関する課題は多岐の分野にわたります。人権課題を解決していくためには、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要になります。まずは「知る」こと、「気づく」ことから始めてみませんか。私たちの気づきを増やすことで差別のない社会の実現に向けての一步を歩み出しましょう。

日時	テーマ	講師	会場
第1回 6/9(水) 13:30～ 16:00	私の部落問題 ～若者の視点①～	北川真児さん 部落解放同盟兵庫県連合会事務長	(公財) 滋賀県 人権センター
第2回 6/22(火) 13:30～ 16:00	私の部落問題 ～若者の視点②～	上川多実さん BURAKU HERITAGEメンバー	(公財) 滋賀県 人権センター
第3回 7/31(土) 午前	夏休み特別企画	ワークショップ (皮革で小物をつくろう)	(公財) 滋賀県 人権センター
第4回 7/31(土) 午後		人形劇&紙芝居	
第5回 8/5(木) 13:30～ 16:00	新型コロナウイルス 感染症拡大に関わる 人権問題	新保真紀子さん 滋賀県教育委員会人権教育 アドバイザー	G-NETしが (滋賀県立男女共 同参画センター)
第6回 9/22(水) 13:30～ 16:00	自死について ～大切な人の命を守るために～	田中幸子さん (一社) 全国自死遺族連絡会代表	(公財) 滋賀県 人権センター
第7回 10/21(木) 13:30～ 16:00	ハラスメント ～加害者・被害者にならないために～	猪熊康二さん (公財) 21世紀職業財団客員講師	(公財) 滋賀県 人権センター



みんなで楽しく  
学びましょう!

※午前7時の時点で県内のいずれかに大雨に関する特別警報または暴風警報が発令されている場合は中止します。

※講師・内容はやむを得ず、変更となることもありますのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染の影響により延期、中止となることもあります。なお、当日参加の方は、参加される前に必ず、開催の有無を当センターのHPでご確認ください。中止・延期の場合は、事前に申し込まれた方はこちらから連絡します。咳エチケットにご配慮ください。

詳細・申し込み  
は裏面へ

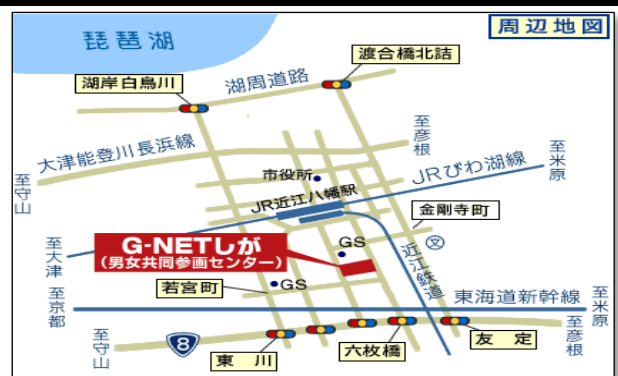
お名前	ふりがな ( )	送付日
所属		
連絡先	住所	〒
	職場	(職場の場合)
	電話番号	(日中に連絡がつく番号)
	FAX	

希望日に○をつけて  
ください

日時	テーマ	内容	
第1回 6月9日	私の部落問題 ～若者の視点①～	ご自身の被差別体験や部落問題との向き合い方、部落解放同盟兵庫県連の事務長としての地域での取組。若い世代が思う部落問題についてお話しいただき、「差別をなくすためにできること」を一緒に考えましょう。	
会場	(公財) 滋賀県人権センター		
第2回 6月22日	私の部落問題 ～若者の視点②～	被差別部落出身の両親のもとに生まれ、「被差別部落」がない地域で育つ。周りに部落差別がないから「差別はない」としていいの？ 周りが無関心でいいの？ 部落を取り巻く「なぜ？」を掘り起こし、全ての人の幸せについて一緒に考えましょう。	
会場	(公財) 滋賀県人権センター		
夏休み特別企画	第3回 7月31日	ワークショップ (皮革で小物をつくろう)	後日受け付けます 申し込みは
	会場	(公財) 滋賀県人権センター	
第4回 7月31日	人形劇&紙芝居	人形劇や紙芝居などを通して子どもから大人まで笑顔を届けたいと思います。人形劇や紙芝居にはドキドキワクワクがいっぱいです。夏休みの大事な一日にしましょう。	
会場	(公財) 滋賀県人権センター		
第5回 8月5日	新型コロナウイルス感染症 拡大にかかる人権問題	未知なるウイルスであるがゆえに、不安や恐怖から偏見や差別、排除の問題が浮き彫りになり、人権課題が顕著に起きました。今こそ、偏見や差別にとらわれない生き方が大事です。私たちができることを一緒に考えましょう。	
会場	G-NETしが		
第6回 9月22日	自死について ～大切な人の命を守るために～	(2020年8月の前年度比) 自殺者数が1.2倍になりました。その背景に何があるのか。自死遺族として、「人が生きていくために必要な支援」「自死の予防・防止」について活動されている講師からお話しいただき一緒に学びましょう。	
会場	(公財) 滋賀県人権センター		
第7回 10月21日	ハラスメント ～加害者・被害者にならないために～	通称「パワハラ防止法」が施行されました。パワハラのない環境づくり、自己の能力を十分に発揮できる環境の整備など、今、求められていることを実現するために何からはじめればいいのか一緒に考えましょう。	
会場	(公財) 滋賀県人権センター		



第5講座以外 (公財) 滋賀県人権センター  
住所: 大津市におの浜4-1-14  
☎ 077-522-8243



第5講座 滋賀県立男女共同参画センター  
住所: 近江八幡市鷹飼町80-4  
☎ 0748-37-3751